

発議第2号

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年7月2日提出

熊本市議会議員	紫垣正仁
同	西岡誠也
同	津田征士郎
同	三島良之
同	澤田昌作
同	原亨
同	小佐井賀瑞宜
同	光永邦保
同	福永洋一
同	井本正広
同	藤永弘
同	藤山英美
同	田中敦朗

熊本市議会議長 倉重 徹 様

## 熊本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提出理由）

会派の要件を定めたことに伴い、政務活動費の交付対象を見直すため、所要の改正を行うものである。